

今号の主な記事

- 「にしのみや住宅マスタープラン」を策定 2面
- インターカレッジ西宮「大学共同講座」開催 3面
- ロット・エ・ガロンヌ友好訪問団募集 3面
- 保健だより 7面

発行 / 西宮市役所 〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号  
 TEL / 0798-35-3151 (代表)  
 ホームページ / http://www.nishi.or.jp/  
 編集 / 総合企画局市長室広報課 TEL / 0798-35-3400

毎月10日・25日 2回発行

推計人口 45万0063人(女 23万5506人 男 21万4557人) 世帯数 18万5701 面積 100.18km<sup>2</sup>(平成14年7月1日現在)

## 8月5日からスタートします

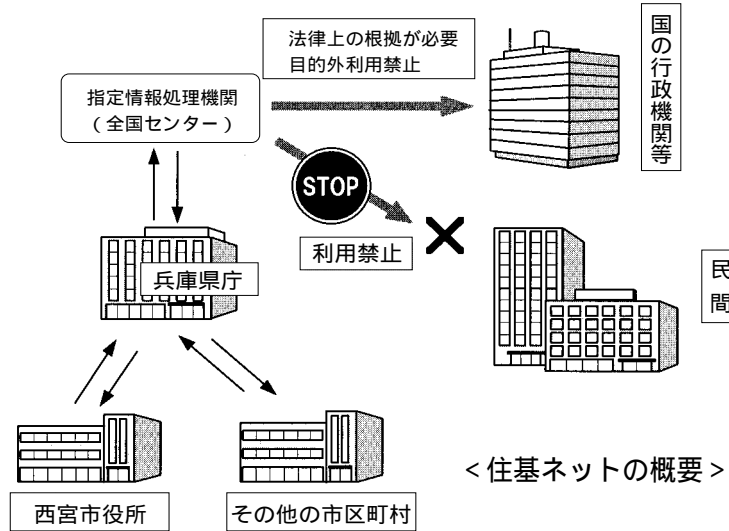
# 住民基本台帳ネットワーク

平成11年8月に住民基本台帳法の一部が改正され、全国の市区町村を結び、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の構築がスタートし、今年8月5日に全国の住民票に11けたの住民票コードを記載することになりました。現在、この住民票コードに基づき、国などの行政機関へ住民票の情報を提供し、市民サービスの向上や行政事務の効率化を目的とした準備を進めています。

問合せは市民課(0798・35・3093)へ。

どのような情報を取り扱いますか?

住基ネットに取り扱う住民票情報は、①氏名、②生年月日、③性別、④住所、⑤住民票コード、⑥付随情報(異動年月日、異動事由)です。この情報は市区町村



と都道府県、指定情報処理機関(全国センター)を結び、専用ネットワークを通じて提供されます。

どのような利点がありますか?

法律で決められた事務において、居住関係の確認が必要になった場合のみ、行政機関等へ住民票情報を提供します。たとえばこれまで、恩給・共済年金の受給や雇用保険の受給手続の際、住民票(写し)等の提出が必要でしたが、今年8月以降順次不要になる予定です。

住民票コードの通知 8月中旬以降発送

住民票コードとは、個人を特定するために用いる11けたの数字です。この数字には規則性は無いので、氏名や住所を推測できなくなっています。この住民票コードは、平成14年8月5日現在、西宮市在住の日本国籍を有する人(住民基本台帳に記載されている人)に、8月中旬以降、郵送でお知らせします。



### 住民基本台帳とは?

個人の氏名・生年月日・住所など、法律で定められた項目を記録したものを住民票といいます。この住民票をまとめたものが住民基本台帳です。住民基本台帳は、全国の市区町村で作成され、国民健康保険・国民年金・介護保険などの市区町村が行う各種行政サービスの基礎となっています。

止します

専用回線を使用し、個人情報等を暗号化することにより、外部からの不正侵入や情報の漏えいを防止します。

### 個人情報の保護対策は?

住基ネットでは、皆さんの大切な個人情報を取り扱うため、個人情報の保護を最重要課題として取り組んでいます。そのため、次のとおり、制度面・技術面・運用面から万全の対策を講じます。

実施予定のサービス

住民票の広域交付

法律や条例により情報提供先と利用目的を規定するとともに、民間での住民票コードの利用を禁止します。

区分	別表			冷暖房使用料
	午前 (9:00~12:00)	午後 (12:30~17:00)	夜間 (17:30~22:00)	
ホール	2,200円	2,900円	2,900円	740円
体育室	900円	1,200円	1,200円	650円
A・D会議室	500円	700円	700円	390円
B会議室	1,000円	1,400円	1,400円	740円
C・F会議室	400円	500円	500円	220円
E会議室	100円	200円	200円	130円
和室	700円	900円	900円	480円
調理室	400円	500円	500円	220円
茶室	300円	400円	400円	220円

使用者の住所(団体はその所在地)が市外の場合は、この表に規定する使用料(冷暖房使用料を除く)の額の5割に相当する額を加算します  
 使用区分は、午前および午後、夜間それぞれを1区分とします  
 この表に規定する冷暖房使用料は1区分あたりの額です  
 調理用ガス器具(一式)の使用料は一式500円です

活動の場にご利用ください

## 市民交流センター

(旧厚生事業会館)

市は、西宮・甲子園競輪の廃止に伴い、兵庫県(0798・65・22)号(0798・65・22)もできます。なお、電話番号(0798・35・3637)へ。

自転車競技厚生事業団から、厚生事業会館(高松町20-20)の譲渡を受け、名称を「市民交流センター」に変更し、8月1日オープンします。市内の自治会等地域団体・NPO(非営利団体)などの公益活動市民団体の交流を図る場としての業務を行うほか、これまでどおり市民集会施設としての利用もできます。別表参照

住民基本台帳カード(下記参照)官公署が発行した写真希望者には住民基本台帳カード(有料)が交付されます。同カードを所持すると次のようなメリットがあります。

①他の市区町村で住民票(写し)の交付を受ける場合や行政機関などに申請・届け出を行う場合、確実な本人確認ができるため、迅速な手続が可能になります。

②市外に引越する場合、「付記転出届」を事前に住所地の市区町村役場に郵送すれば、引越先の市区町村窓口に向いて同カードを提出するだけで(転出証明書は添付無し)で転入手続ができます(その他の手続が必要な人は、前住所の市区町村役場への来庁が必要場合があります)